

2024年11月

実績配当型金銭信託（信託のチカラ）
りそな日本国債オープンを保有のお客さまへ

株式会社りそな銀行

「実績配当型金銭信託(信託のチカラ)りそな日本国債オープン」の 信託終了(予定)について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、お客さまに保有いただいております、実績配当型金銭信託（信託のチカラ）りそな日本国債オープン（以下、「本商品」）は、2025年4月25日（金）をもって信託を終了する予定でございます。

つきましては、下記のとおり、本商品の終了理由および今後の手続き日程等についてお知らせ申し上げます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本商品の終了理由

本商品は2012年12月26日の設定以来、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に、指定単独運用信託を通じて、主に日本国債を投資対象として運用を行ってまいりましたが、信託報酬等の費用を上回る収益を獲得することが困難な状況が長期間にわたり続いています。弊社では、本商品の運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりました。しかしながら、今後、日本国債のマーケット環境は金利の上昇圧力（債券価格の下落圧力）が高まる局面が続くことが予想されており、信託報酬等の費用を上回る収益を獲得し、「安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長」という目指すべき姿を実現するには依然として厳しい状況が続くと分析しております。

以上のとおり、本商品の運用を継続するよりも、信託を終了することが本商品を保有のお客さまの利益に資することから、弊社は、指定単独運用信託の支払停止事由（指定単独運用信託の信託約款第17条③に定める「その他受託者が必要であると認めたとき」）が生じており、指定単独運用信託について支払停止を行った後、同第18条に定める強制終了を行うべきであると判断いたしました。また、指定単独運用信託の支払停止および強制終了の決定は、本商品の支払停止事由（本商品の信託約款第20条（1）①）に該当することから、本商品についても、下記「2. 本商品の終了までのスケジュール（予定）」のとおり、支払停止を行った後、本商品の信託約款第21条に定める強制終了（臨時計算日：2025年4月25日（金）、一括償還期日：同年5月1日（木））を

行うことを決定いたしました。本商品の償還金は、予めご指定いただいた弊社（代理店において購入のお申込みをされた場合は、当該代理店）におけるお客さま名義の預金口座に入金することを予定しております。

弊社としては、現在の日本国債の運用環境とご負担いただいている信託報酬を踏まえ、本商品を終了することが受益者の皆さまの利益に資すると判断したものであり、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 本商品の終了までのスケジュール(予定)

| 項目 | 実施予定日 | 説明 |
|--------------------|----------------------------------|--|
| 通常取引期間 | 2024年12月25日(水)まで | 通常取引期間においては、これまでどおり、本商品の購入・解約のお申込みをいただけます。 ※最終日の購入のお申込みの取扱いは午後3時までです。 |
| 新規販売停止日 | 2024年12月26日(木) | この日以降、本商品の新規購入のお申込みの受付を停止いたします。 |
| 解約可能期間 | 2024年12月26日(木) ～2025年4月18日(金) | 解約可能期間においては、解約のお申込みのみ承れます。 ※最終日のお申込みの取扱いは午後3時までです。 |
| 支払停止日 | 2025年4月21日(月) | この日以降、本商品の解約のお申込みの受付を停止いたします。 |
| 支払停止期間 | 2025年4月21日(月) ～2025年4月25日(金) | 支払停止期間においては、指定単独運用信託の信託財産に属する資産（日本国債）の売却・換金等が行われます。 |
| 償還日 (臨時計算日) | 2025年4月25日(金) | お客さまにお支払いする償還金の金額を確定します。 |
| 償還金支払日 (一括償還期日) | 2025年5月1日(木) | お客さまからご指定いただいている預金口座に償還金を入金いたします。 |

(注) 上記スケジュールは本書の作成日時点での予定となります。国債市場の混乱、お客さまの解約のお申込みの状況等により、本商品の信託約款の定めに基づき、上記スケジュールで予定されている支払停止日より前に本商品の支払停止を行う必要があると判断した場合は、支払停止日、臨時計算日および一括償還期日が前倒しされる場合がありますので、ご了承ください。

3. ご留意事項

| ご留意事項 | 内容 |
|---------|--|
| 今後の運用 | 上記スケジュールに記載の支払停止日の前営業日までは、原則として、本商品の「運用の基本方針」に則った運用を行う予定です。 <u>ただし、お客さまの解約のお申込みの増加等により、本商品の「運用の基本方針」に則った運用をすることができなくなる可能性があります。</u> |
| 基準価額 | 上記「今後の運用」のとおり、上記スケジュールに記載の支払停止日の前営業日まで、原則として本商品の「運用の基本方針」に則り日本国債での運用を継続する予定であり、 <u>このような運用により、日々、本商品の基準価額は変動します。</u> |
| 解約のお申込み | <ul style="list-style-type: none"> • 上記スケジュールに記載の<u>一括償還期日（2025年5月1日）よりも前に解約をご希望の場合、解約のお申込み期限は、支払停止日の前営業日（2025年4月18日）まで</u>です。なお、上記スケジュールに記載の支払停止日以降、一括償還期日まで解約のお申込みは一切できません。 • 上記スケジュールに記載の支払停止日の前営業日以前の解約のお申込みであっても、国債市場の混乱、お客さまの解約のお申込みの状況等により、本商品の信託約款の定めに基づき、前倒しで支払停止を行う場合、その他やむを得ない事情がある場合は、当該お申込みをキャンセルさせていただくことがあります。 |
| 購入のお申込み | 購入のお申込み期限は、上記スケジュールに記載の新規販売停止日の前営業日（2024年12月25日）までです（新規販売停止日以降、購入のお申込みはできません）。 |
| 収益分配 | 2024年12月25日（水）の決算時には、収益分配を行わない予定です。 |
| 税金等 | <p>【個人のお客さま】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 信託終了に伴い償還益が発生した場合、償還益に対しては、利子所得として20.315%（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 • 本商品には投資信託の課税制度は適用されないため、損益通算の対象外です。したがって、信託終了に伴い償還損が発生した場合でも、この償還損について損益通算をすることはできません。 <p>【法人のお客さま】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 信託終了に伴い償還益が発生した場合、償還益に対しては、15.315%（国税15%、復興特別所得税0.315%）の税金を源泉徴収のうえ総合課税と |

| | |
|--|---|
| | <p>なります。</p> <p>※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p> |
|--|---|

以上

本件に関するお問合せ先のご案内

○本商品の商品性や運用の内容に関するお問合せ

信託のチカラ 専用フリーダイヤル 0120-27-1767

受付時間 平日 9:00~17:00

設置期間 2025年5月30日(金)まで

○お客さまのお預り資産の状況や各種お手続きに関するお問合せ

お客さまのお取引店までお問合せください。

お近くの店舗の連絡先や営業時間などは、りそな銀行および埼玉りそな銀行のホームページよりご確認いただけます。

りそな銀行のお客さま

埼玉りそな銀行のお客さま

